

事前予約の方法など

次のいずれかの方法で、申告相談希望日の時間帯(1時間単位)を予約してください。

予約方法	インターネット予約	電話予約
アクセス先 ・電話番号	パソコンやスマートフォン、タブレットから予約可能です。 牧之原市 確定申告 検索 予約フォーム▶ 	予約受付専用ダイヤル ☎ 050 (3665) 7993 
受付期間	2月2日㈪ 午前9時～3月13日㈮ 午後5時 (期間中は24時間、土・日曜日、祝日も受付可能)	2月9日㈪～3月13日㈮ 受付時間：午前8時15分～午後5時 (土・日曜日、祝日は受付休止)
事前予約受付締切	申告相談希望日の3日前の午後11時59分 (例) 申告相談希望日が 2月16日㈪の場合、2月13日㈮ [電話]午後5時、[ネット]午後11時59分まで受け付け 3月16日㈪の場合、3月13日㈮ [電話]午後5時、[ネット]午後5時まで受け付け	申告相談希望日の3日前の午後5時 (3日前が土・日曜日の場合は、 その直前の金曜日の午後5時)
注意事項	▶令和8年1月1日現在、牧之原市に住所のある人のみ予約することができます。 ▶必ず申告相談者本人の氏名で予約してください (代理人が来場する場合でも、申告相談者本人の氏名で予約してください)。 ▶事前予約は、申告相談者1人につき1件とします (同一人物名義による複数件の予約が判明した場合は、その人の全ての予約を無効とします)。 ▶税理士による無料相談を希望する場合は、予約受付専用ダイヤル (電話予約) でのみ受け付けます。 ▶予約受付専用ダイヤルでは、申告相談に関する個別のご質問 (例：この収入で確定申告する必要があるか?) や税制に関するご質問にはお答えできません。島田税務署または税務課へお問い合わせください。 ▶感染症の拡大状況などにより、急きよ、申告相談会を中止する場合があります。 ※予約は1時間ごとの枠で、その時間枠内で順番に申告を行うため、必ずしも予約枠の開始時刻から申告が受けられるとは限りません。	※各時間帯の予約枠には定員があります。通信料・通話料は予約者負担です。

事前予約の変更・キャンセル

最初の予約方法と同じ方法で手続きをお願いします。(例：最初の予約が[電話]の人は[電話]で手続き)

変更前予約の申し込み方法	インターネット予約	電話予約
変更またはキャンセル	予約時に送信されたメール内にあるリンク先から、予約のキャンセルが可能です。変更の場合は、キャンセル後、再度予約をしてください。 ※予約後の自動返信メールが来ない場合は、予約受付専用ダイヤルからお手続きください。(一度、迷惑メールフォルダ内をご確認ください)	予約受付専用ダイヤル (☎ 050-3665-7993) へお問い合わせください。 ※変更の場合は、事前に変更希望日時の候補を数件ご用意ください。
受付締切	変更前の予約または変更希望日のいずれか早い日の3日前の午後5時まで (※インターネット予約・電話予約の受け付けは、3月13日㈮午後5時まで)	

お知らせ

令和7年9月5日台風15号により住宅などに被害を受けた人へ

令和7年9月5日の台風15号による災害で、日常生活で必要な住宅や家財、車両などの資産に被害を受けた人は、確定申告により「一定額の所得控除(雑損控除)」を受けることができます。

※事業用資産に被害があった場合は、白色申告であっても、市役所の相談会場では相談をお受けできません。島田税務署の確定申告会場で相談してください。

申告に必要な持ち物に加えて、下記の物を持参

- ▶被害を受けた資産の明細 (資産内容、取得時期、取得価格、面積など) が分かるもの
- ▶被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細が分かるものとその領収書
- ▶被害があったことによって受け取る保険金などの内容と金額が分かるもの
- ▶権災証明書 (市に申請して交付を受けた人)

令和7年分 確定申告(市役所相談会場)のご案内

申告期間
2月16日㈪
▶▶ 3月16日㈪

- 問い合わせ▶所得税や消費税などの申告
=島田税務署 ☎ 0547⑦3121
※所得税などに関する一般的な相談は電話相談センターへ。(自動音声案内「0」を選択)
▶市・県民税申告=税務課 市民税係 ☎ ②0035

申告相談期間・会場(必ず事前予約が必要です)

期間	相良会場(相良庁舎3階会議室)	棟原会場(棟原庁舎4階会議室)
期間	2月16日㈪～2月27日㈮	3月2日㈪～3月16日㈪
時間	午前9時～午後4時(午前8時50分開場、正午～午後1時は相談休止)	

- 2月19日㈫から24日㈬まで(土日祝を除く)、税理士による無料相談も行います。相談対象者は次のとおりです。
 ①前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)
 ②①の人のうち、基準期間(令和5年分)の課税売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者
 ③給与所得者および年金受給者(ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人を除く)

申告相談に必要な持ち物・事前準備および注意事項

持ち物・事前準備
▶申告相談者本人のマイナンバーカード(または、通知カード+運転免許証など)
▶申告相談者本人名義の口座番号が分かるもの
▶収入を証明するもの(給与や年金の源泉徴収票、収支内訳書*など)
▶医療費控除明細書や準確定申告書付表(該当者のみ)など*
▶控除証明書(保険料控除証明書など)
▶前年の確定申告書の控えや税務署から郵送されたお知らせハガキなど

*様式は国税庁ホームページからダウンロード、または、税務課(棟原庁舎)や市民課相良窓口②番窓口(相良庁舎)でも配布しています。

市役所の相談会場で申告相談できない申告

島田税務署の確定申告会場で対応
▶分離課税の申告(土地・建物や株式の譲渡など/公共事業への提供を除く)
▶1年目の住宅借入金等特別控除の申告*
▶青色申告や令和6年分以前の申告
▶災害などにより事業用資産に損害を受けた場合の申告
▶消費税や贈与税の申告
▶上記以外でも、専門性の高い申告など

*「住宅借入金等特別控除などに関する説明会」は、2月10日㈫、12日㈬、13日㈮の午前9時～午後5時に「歩歩路」で行います。

島田税務署の確定申告会場

[会場]島田市地域交流センター歩歩路(島田市本通3丁目6番の1)
[期間]2月16日㈪～3月16日㈪(土日祝除く)
[時間]午前9時～午後5時(午後4時受付終了)

※税務署では、自宅などからのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告を推進しています。
※開設期間中は、島田税務署での申告相談は行いません。
※公共交通機関を利用してご来場ください。

書面で確定申告書などの提出のみを行う場合

ご自身で以下の宛先へ郵送をお願いします。
[宛先]〒430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室

※国税庁や国税局、税務署では、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わないため、申告書などの正本のみのご提出をお願いします。